

令和元年第4回

中札内村議会臨時会会議録

令和元年10月25日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠	員	2番	中	西	千	尋	君				
3番	黒	田	和	弘	君	4番	大	和	田	彰	子	君
5番	北	嶋	信	昭	君	6番	船	田	幸	一	君	
7番	宮	部	修	一	君	8番	中	井	康	雄	君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田 匡彦 君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副	村	長	山	崎	恵	司	君	総	務	課	長	川	尻	年	和	君	
福	祉	課	長	高	島	啓	至	君	産	業	課	長	尾	野	悟	里	君
施	設	課	長	成	沢	雄	治	君	総	務	課	渡	辺	大	輔	君	
									課	長	補	佐					

◎教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 阿部 雅行 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎 孝哉 君 書 記 木村 優子 君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	報告第 5 号	宮農用水道漏水事故に係る損害賠償額の決定についての専決 処分の報告について
日 程 第 4	報告第 6 号	札内川園地における物損事故に係る損害賠償額の決定につい ての専決処分の報告について
日 程 第 5	議案第 5 4 号	中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについて
日 程 第 6	議案第 5 5 号	中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日 程 第 7	議案第 5 6 号	中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて
日 程 第 8	議案第 5 7 号	令和元年度中札内村一般会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） 会議に入る前に、去る10月12日に中部地方から東北地方を中心に横断した台風19号は、各地に記録的な大雨をもたらし、河川の氾濫による堤防の決壊により被災された多くの方々に対し、心よりお見舞い申し上げ、犠牲となられましたの方々に対し、深く哀悼の意を表すため、黙祷を捧げたいと思います。

皆さん起立して黙祷願います。

黙祷。

（全員起立して黙祷）

○議長（中井康雄君） 黙祷を終わります。

それでは、議事に戻ります。

ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と5番北嶋議員を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 報告第5号 営農用水道漏水事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第3、報告第5号、営農用水漏水事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 営農用水道漏水事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

令和元年8月3日、耕作地に隣接する水道管に漏水事故が発生し、復旧作業を行なうため、やむを得ず耕作地の一部を重機により掘削し作物等に損額を与えることとなりました。

損害面積により補償額が確定したことから地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定、本則第2項の規定に基づき損害賠償額を決定し、賠償したものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この、営農用水漏水事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第6号 札内川園地における物損事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第4、報告第6号、札内川園地における物損事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 札内川園地における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

札内川園地キャンプ場のフリーテントサイト炊事場付近で、令和元年7月27日に発生した突風により、村が設置したテントのアップライトポール1本及びペグ2本がキャンプ客の所有する自動車に直撃し、車両天井部分及びフロントガラスに傷がつく事故が発生し、損害を与えたもので、お詫び申し上げる次第であります。

損害賠償に当たりましては、加入している賠償責任保険により損害額の全額を賠償しようとするものであり、地方自治法第180条第1項の規定による、議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この、札内川園地における物損事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

◎日程第5 議案第54号 中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第5、議案第54号、中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

監査委員であります木村誠氏が、10月31日をもって任期満了となることから、再度、監査委員として選任しようとするものであります。

任期は令和元年11月1日から令和5年10月31日までであります。

ここに、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第54号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事議案です。

討論を省略したいと思います。

このことに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます

したがって、討論を省略することに決定しました。

議案第54号、中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

提出議案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は可決されました。

◎日程第6 議案第55号 中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第6、議案第55号、中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

消費税法及び地方消費税法の一部改正による、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは補足説明をさせていただきます。

改正内容の説明の前に、本来であれば10月より消費税の改正が実施しておりますので、それ以前に本条例の一部改正が必要でありましたが、事務的ミスにより遅れての改正になりましたことに対し、お詫びを申し上げます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー3番、議案関係資料1ページをお開きください。

ただいま議案説明でありましたように、今回の条例改正は消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに関するものでございます。

改正を行います道路占用料に関する消費税におきましては、消費税法第6条において、土地の譲渡及び貸付については非課税となっておりますが、その貸付占用に係る期間がひと月に満たない場合には、課税の対象とされていることから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、新旧対照表をご覧ください、第2条第2項中、「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加えて」に改めるものでございます。

これまでの消費税改正に伴う条例改正時には消費税率での記載としておりましたが、今回の改正では、道路法施行令においても、税率から消費税及び地方消費税相当額の文言に変更となっていることから、本改正条例もこれにならい変更するものでございます。

附則ですが、消費税の適用以降の改正となるため、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで、提案理由の説明を終わります。

議案第55号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第55号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号、中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 5 6 号 中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第 7、議案第 5 6 号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

消費税法及び地方消費税法の一部改正による、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、普通河川管理条例の一部を改正しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは補足説明をさせていただきます。

ただいま提案させていただきました河川管理条例におきましても、消費税の改正に係るものでございます。先ほど道路占用料の関係でも申し上げたとおり、10月以前に改正しなければならないものであります。重ねてお詫びを申し上げます。

それでは、同じく新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー 3 番、議案関係資料 2 ページをお開きください。

中札内村普通河川管理条例の別表の番号 5、鉱泉水の土地占用料を徴収しない場合の単価、およびその下段、鉱泉水から次ページ、4 ページの番号 5 の採草及び放牧用敷地の単価および算出方法の一月未満の占用に係る部分を、「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加えて」に改めるものでございます。

なお、税率及び消費税及び地方消費税相当額の文言につきましても、先ほどの道路占用料徴収条例と同じく、文言の変更をするものでございます。

附則ですが、消費税の適用以降の改正となるため、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで、提案理由の説明を終わります。

議案第 5 6 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 5 6 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 5 6 号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第57号 令和元年度中札内村一般会計補正予算について

○議長(中井康雄君) 日程第8、議案第57号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま議題に供されました、一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ795万円を追加し、総額を54億7,982万6,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長(川尻年和君) 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、一般会計補正予算書により歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に関係ある歳入の特定財源については、併せて説明をいたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

それでは7ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目車両管理費、説明欄、修繕料53万6,000円の追加であります。公用車の破損に伴う修繕で、クラッチ板及び噴射ポンプ、ダイナモオイルのポンプの部品交換等の修理を行うものでございます。

次にその下段、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄、中札内花咲くコンサート補助金、561万9,000円の追加であります。本年8月3日に開催されました第4回花咲くコンサートにおいて、チケットの売上げが当初の見込みより伸びなかったことや、必要経費についても当初の見込みより縮小できなかったことによるものであります。

また、ふるさと活性化基金繰入金を特定財源として561万8,000円を追加するものであります。

次に、7ページの最下段、4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄、修繕料30万4,000円の追加であります。保健センターのお風呂の湯温が上昇しない不具合が生じており、部品交換等を含めた修繕を行うものでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。

7目合併浄化槽事業費、説明欄、合併浄化槽設置補助金77万の追加であります。当初予算で、合併浄化槽4基の設置予算を計上しておりましたが、今年度、もう1基の設置予定が見込まれるため、特定財源の国庫補助金11万7,000円と併せて追加するものでございます。

次にその下段、10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、備考欄、地下タ

ンク漏洩箇所調査委託５７万２，０００円の追加であります、交流の杜における地下タンク漏洩検査を行った結果、タンクもしくは配管部分から漏洩していることが判明いたしました。今回漏洩箇所を特定するために調査委託を行うものでございます。

次に６ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

一般財源についてであります、９款の地方交付税で歳入に見合う額として、２２１万５，０００円を追加し調整を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第５７号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番大和田議員。

○４番（大和田彰子君） はい。花咲くコンサートのことで質問させていただきます。

今回、花咲くコンサートの清算を終えられ、不足の５６０万円あまりの補正予算が提案されたわけですが、当初計画された予算内で執行できなかった要因の詳細についてお聞きします。

また、予算の財源としてふるさと納税を活用されとの説明が、先日の全員協議会でありましたけれども、ふるさと納税の応援寄付項目に１万４，０００円の寄付でチケットが１枚、２万７，０００円の寄付でチケット２枚の返礼品が追加されておりましたが、その実績についてお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 私の方から、今回の収支決算の詳細についてご説明申し上げます。

まず、経費支出の方ですけれども、当初、前回と比べて、広告代理店の変更をしまして、その中で約８００万円ほど経費が落とせる見込みで組んでおりましたけれども、実績としまして、アーティストも３名に増えたことによって、それに関わる演奏者や関係者、そういった方々の経費が増えたり、あるいは、新規事業として今回コーラス隊に係る経費も増えておりました、そういった部分もありまして、当初の予算どおりには下がらなかったということが一つあります。

それから、収入の部ですけれども、まず企業協賛金についても、３０社からの協賛金を予定しておりましたが、企業まわりをしていく中で、協賛金よりもチケットの購入のほうでということになっていただきまして、協賛金の実績としては１件にとどまっております、予算を下回る実績となっております。

あとチケット売り上げにつきましても、一般あるいは村民限定を合わせまして、当初、３，９５０枚で予定しておりましたが、実績としては３，３３７枚にとどまっております、こちらも下回っております。

村民チケットにつきましても、通常価格より特別価格ということで、２，５００円という設定をさせていただきましたので、その差額については、補助金から補填するような形になっておりまして、そういった部分で収入としても、全体の収入としましても、予算どおりの額に満たなく、そういった収入と支出の差額から今回、約５６０万程度の不足となっております。

続きまして２つ目のご質問ですけれども、ふるさと納税の返礼品に係るチケットの実績

ですけれども、実績としては0件ということで、ありませんでした。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 今の説明をお聞きして、村も実行委員会も本当にチケットの販売のために大変な努力をされたのかなと思っております。

今回これだけ多くの予算超過をしてしまった原因は、今説明にあったとおりと考えますけれども、以前と大きく違う点は、やはり国の交付税や六花亭などの助成金がなくなり、新たな村の予算を主体に実施しなければならないという点で、さらに詳細な計画を十分に詰め、見合った事業を実施する必要があるのではないかと思っています。

花咲くコンサートの新聞での報道、それからSNSの部分の評価は私も理解できる部分もあります。しかし、当初予算を承認するときに、当然成果を期待して予算措置されているものと思いますし、議会が行う評価については、決算審議で行うものなので、成果があったから補正を承認せよということは理由にならないと思います。

あくまでも予算内で執行できなかったことについての審議をさせていただきたいと思います。

3月定例会で花咲くコンサートを実施するにあたって、この計画の説明を受け、予算措置を議会で承認し、すなわち、村民の付託を受けて村は事業を実施したわけですが、その約束を村は果たすことができなかったということになると思います。

予算がない中で事業を執行してしまったのに、何事もなかったかのように補正予算が提案されるということは、私は疑問を感じます。

約束を果たせなかったことの責任はどこにあるのでしょうか。

ただ、お金が足りなくなったから補正します、議会も、はいわかりましたでは、議決を経て村は事業を執行しているという議会性の意味も薄れていくと思います。

村はまず、その責任を公に明らかにして、補正予算の提案に臨むべきと考えますが、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、総務課の担当補佐のほうから、当初見込みと実績との乖離の部分、どのようなことでそのようなことが起きたのかということについては説明をさせていただきました。

大和田議員の指摘のとおり、当初予算段階で議会に提案させていただいて、1,200万円の議決をいただいたわけでございます。言ってみれば、その段階での収支の実行委員会としてのこの花咲くコンサートに対する収支の見込みがやはり甘かったという点は、否定できるものではありませんし、実行委員会からの補助申請を受けて、村としては補助金額を当初予算に計上したわけでございますから、同様にその補助申請額にあたる予算の内容について、審議については甘かったと言わざるを得ないというふうに思います。

今回、こういった形で補正に至る経過については、3月の定例会の中でもご質問の中で、もし赤字が出た場合には、村が補填するのかなというようなご質問もいただきました。確かそのときに、私も、そういうような状況がないようにしたいというふうに考えているが、そういったことが起きた場合については補正せざるを得ない場合もあるでしょうというようなお答えをさせていただいたところであります。

それが、補正ありきというふうに捉えられては、当初の段階でそれを補正ありきとして答えたかということであれば、そうではないということでございます。

チケットの販売については当然、村も実行委員会の委員も、これら含めて頑張ってきたわけでございます。そのこと自体は分かっているわけですので、なにぶんにも当初の予算段階での収支の見込みが甘かったという点については、謝罪をしなければならないと思いますけれども、今後もそういった面では、収支の申請段階、これから第5回をやっていくかどうか、新年度の予算に係るわけですが、そういった部分についても、充分にこの令和元年度の花咲くコンサートの実績をもとに、きちんと積み上げてまいりたいと思いますし、実行委員会の中でもそういった話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

この部分の公表ということにつきましては、実行委員会の収支決算を報告した実行委員会自体は終了しておりますので、村の中で、当然このことについては、補正予算の概要ということで、ホームページ等での公開はするべきかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点、お伺いいたします。

花咲くコンサートですけれども、このコンサートに関しまして、役場の職員の方々も、ほとんどの方がお手伝いをしているわけですが、これは職員の方々については、実行委員会に入っておられるかとおられるかと思うのですが、ボランティアという形で休日出勤をして手伝っているのか、それとも、休日出勤手当が出ているのか、その辺がよく分からないので、説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

実行委員会については、委員としてボランティアという形で出ておりますが、当日に関しましては、振替の形で、勤務という形で行っております。お手伝いいただいた職員に関しては勤務という形で当日の振替を、行ったあと、もしくはその前にとるという形で行っております。

時間外勤務で対応した部分もあります。振替で増えた時間については時間外で対応した部分もあります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 振替休日に対応しているということでございますけれども、役場総勢で何人ぐらいの職員の方が対応されたのかは分かりますか。

○議長（中井康雄君） 暫時休憩をいたします。

（休憩）

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 当日参加された人数につきましては35名です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 実行委員会に入られている方もおられるかと思うのですが、その方はボランティアと、それ以外の方については振替休日等で休みを振り替えてもらうということなのだと思いますけれども、その辺の差がちょっとおかしいように感じるのですけれど

も。

実行委員会に入られている職員の方はいないのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 先ほど申し上げました35名中、9名は実行委員として参加しているのですが、ただその部分に関しては、勤務として参加し、同じような振替もしくは時間外という形で処理しております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） これは村の事業ですけれども、職員が勤務として出ているというのはどういうことなのでしょう。ボランティアで出ている村民がいるのに、職員だけなぜ勤務なのですか。経費削減、経費削減といいながら、これはちょっと不平等ではないのでしょうか。どうですか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ご指摘の部分については、分かる部分もあるのですが、あくまでも土曜、日曜、勤務を要しない日に役付けをして、会場整理等に参加させるという命令を出さざるを得なかったということからすると、実行委員であるから勤務時間対象外で、勤務として扱わない。そうではなくて、職務命令を発した段階で勤務時間として割り当てる、そういうことができなかったものですから、考え方としては、どちらにしても、当日の職務を行うということで全員に対して職務命令を発しさせていただいたということで、振替か、又は、はみ出た部分があるとすれば、時間外勤務手当でということで、基本的には振替措置をできるだけして、休日働いた訳ですから、その代わりの休日を単にはめてくれ、振り替えてくれということでの指示はしておりますが、そういった形で勤務命令として職務として割り当てたということでございます。

村の考え方としてはそういうふうにしたということでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） どうでしょうか。村民のボランティアの方々は納得しますか、これ。村をあげてやるのですから、職員も申し訳ないけれどもボランティアの方々と同じ気持ちでやってもらうことが本来の筋ではないですか。職員だけは勤務、じゃあ皆さん手伝ってください。これはちょっと通じないですよ、普通は。

あとから話しますが、そんな面もずっと改善してもらわなければいけないので、これは村長の中で、今後継続していくということで行くのですね。この事業は。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） えっと、これから予算の審議というのが3月ということになりますので、この場で確実にやりますというようなお話にはなかなか難しい面はあるのですが、私としては、今回、第4回の花咲くコンサートについては、非常に色々な意義があったというふうに受け止めておりますので、できれば継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 継続も考えているということで。これは後から言おうと思っていたのですが、継続であるのであれば、こういうことも色々含めて見直していかないと、こ

れは続かないですよ。村民もボランティアの中で頑張ってくれている人もいっぱいいるはずですから。職員は勤務で一般の人は勤務でないということにはならないですよ、本来ならば。そうでないと、ボランティアの人に出てくれなんて言えないですよ。

その辺は考えてもらいながら、続けるならいいのですけれども、その辺の不平等というのは少し考えてもらわなかったら、ボランティアの人に出てくれとは言えないような気がするのですけれども。そのようなことで、今後継続であるということであれば、その辺も考えていただかなくてはいけないと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見として承りたいと思います。

それでは、他に質疑はありませんか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） この事業は今回で4回目ということでありますけれども、3回目までは大きなスポンサーがついておったと思います。六花亭と帯広市もこれに補助金を出しての参加があったわけですが、前回、色々お話がございましたけれども、六花亭は六花の森でのコンサートに充分、3回目までで色々な条件を踏まえながら、今回降りるということでございましたけれども、そこら辺、それに合わせて帯広市もこの事業からは降りておりますけれども、そういうところの話し合いはこの4回目が開催される時点で、実行委員会等でよくもまれたのかどうかをまず1点、お聞きしたいのですが。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 中西議員の質問にお答えしたいと思います。

これまでは、3回目までにつきましては、広域事業として帯広市も入って、行っていました。今回4回目からにつきましては、中札内村単独といいますか、そういう形で今行ってきました。そういう状況も踏まえて、帯広市はこの花咲くコンサートから、共同ということからは外れたため、帯広市は入っていないということでございます。

広域事業といたしましては、ジンギスカン会議というものと共同で、この花咲くコンサートと同時に当たっていたという状況もございます。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 帯広市の今回から抜けられた理由は分かりました。ジンギスカンを囲む何か、帯広市の大きな広場でやっていた経緯があります。六花亭の経緯は具体的な何か、先ほど申しましたように会社としての事業が達成できた、六花の森のPRが充分3回目で納得ができたという理由か、そこのところ何かお聞きされていることがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 4回目、今年度の花咲くコンサートについて、六花亭の補助金がなくなったということでございます。六花亭としては3回目までの事業で、六花の森のPR等の成果は十分に得られたということで、あと、村として単独でやるのかどうかということを、決断をこちらの方に委ねられたというような形であります。六花亭さんとしては六花亭製菓さんとしては3回までは、繰り返しになりますけれども、成果は充分、補助金を捻出したものについては得られたということで、そこでいったん、閉じたいというか、そこでいったん区切りをつけたいということで。あとは中札内村としては4回目続けるかどうかというのは、決断をこちらのほうに委ねられまして、私としては、これは大きな価値があるといふふうに思ったうえで実施するというような決断にいたったと、そのような経過でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

3 番黒田議員。

○3 番（黒田和弘君） そのほかの関係ですけれども、7 ページの保健センターの修繕料、30 万 4,000 円ですが、説明を聞きますと風呂の修理が必要になったということで、分かりました。

これお風呂ですから、それぞれ、毎日 10 人程度愛好している人がいるのかな。そんな関係もあるのですが、いつ頃、風呂が再開できる見通しなのか教えていただきたいのと、もう一つは交流の杜の地下タンクの漏洩箇所委託ですか、57 万 2,000 円ということで、漏洩検査の結果ということで、箇所の調査をしなきゃならんということなのですけれども、これ早急に直さなくて、油漏れが生じていないのかどうかも含めて、どういう状況なのか確認をしておきたいなというふうに思いますけれども、この辺の修理の関係はいつ頃予定されているのか。

とりあえずその 2 点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 保健センターのお風呂の修繕の関係です。

今の段階で予算額に不足するため、今回補正させていただいているわけですけれども、この補正予算が通って、発注してから 2 週間程度、部品調達等、現地に来て交換するのに 2 週間程度と言われておりますので、今の私の段階では、11 月中旬ぐらいから再開する見込みというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 今回、交流の杜の漏洩につきましては、10 月 17 日に検査を行いまして発覚いたしました。

今回補正予算に入れていただいたのですけれども、系統が 5 系統ありまして、そのどの系統から漏れているかがまだ分からない状況です。今回の補正予算によって精密検査を行って、既存の修繕費で間に合うのであれば早急な修繕を行う予定で考えております。

○議長（中井康雄君） 3 番黒田議員。

○3 番（黒田和弘君） 5 系統のどれかから漏れているということなのですけれども、その漏れ方について、かなり酷ければ早急にやらないとかなり支障が出てくるなと思うのですけれども、その辺の状況について再度お聞きをしたいのと、あと、保健センターの風呂の関係、放送も入っていましたけれども、当分の間、休止するというので、利用者については、一体いつ復旧するのかなという思いの強い人も多々いるのではないかと考えているのです。よりまして、その人たちも含めて、いつ頃入れる予定だということの思いやりで知らせることが、私は必要ではないかと思うのですけれども、その 2 点について。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 漏洩の関係ですけれども、配管もしくは地下タンク、どちらかの可能性があります。今現在、残灯分が 1 キロリットルあると思っておりまして、それが急激に減るという状況ではありませんので、多くは漏洩をしていないと考えています。配管の可能性が高いかなと思っておりますので、油もれについては、それほど広がっていないというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 再開するのは、事前の周知は行う予定をしておりました。た

だ、実際に部品を持ってくる、テスト運転等をしないと確実なことが言えないので、できる限り早い周知はしたいと考えておりますが、それは当日ではなく、3日～4日程度前になろうかなというふうに今のところは考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

他に質疑はございますか。

森田村長

○村長（森田匡彦君） 大変申し訳ございません。

先ほどの中西議員の質問で、少し答弁漏れというか、十分に説明ができていなかった部分がありまして、本当に申し訳ございません。追加させていただきます。

六花亭さんについては、補助金ということでは、今年度についてはいただいておりますけれども、それ以外の部分、会場の方は無償で貸していただいておりますし、チケットの販売も六花亭全店舗で販売していただいております。

またホームページ等でも、花咲くコンサートについてのPRをやっていただいております。また、多大な側面的な支援はいただいているということは、申し添えておきます。

○議長（中井康雄君） それでは、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第57号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに原案に反対の方の発言を許します。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） それでは、本議案に対して反対の立場で討論に参加させていただきます。

今回の花咲くコンサートの補正予算に関する疑問について、村にお聞きしましたが、残念ながら納得のいく回答は得られませんでした。

質疑でも申し上げたとおり、村は議会の承認を受けて事業を実施する責任を重く受け止め、果たそうという心構えが不足していると感じます。

実行委員会事業とはいえ、村が主体となって行っている事業ですので、予算内で実行できなかった、すなわち、無い予算を使ってしまった過失に対する村の責任は非常に重大であると思います。

そのことの責任を明確にすることなく、補正予算を提案し承認されることは、私個人の考え以前に、昨今懸念されている二代表間の緊張の緩和と住民から評価されるのではないのでしょうか。

また、予算が不足したとか、補正が必要になったらふるさと納税の項目に追加し、調整することが許されるのであれば、何でもありになってしまいます。

ふるさと納税は、寄付の目的を選択できるようになっておりますが、多くの方は返礼品を目的に納税しているのではないかと考えています。ですから村が示している個別の目的に対して寄付を受けたとは言いきれないのではないのでしょうか。

私は、花咲くコンサートそのものに反対はしていませんが、このような予算執行と議会提案の在り方には賛同することができず、村の責任を明確にし、再度提案すべきであるということを申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成討論はございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 賛成でありますけれども、今、大和田議員から言われたことも多々含めて色々あると思いますけれども、村としてこのコンサートをやることで、全体で3,000人を超すぐらい村外から来ていただいておりますよね。そういう面では、中札内としてのPRはものすごくできたのではないかと。

それから、ビエンナーレに代わる一つの大きな事業として、今後継続していく中には、いいイベントではないかと思います。

がしかし、まず、コンサートの時期ですね。農家がちょうど麦刈りの最終に入っているころなのですが、そのことを含めると、では村民は参加しなくていいのかということになるような部分もあります。

それから、実行委員の方々も、大きな視野から広めて、いろんな角度から村民が多く参加できるようなスタイルをとっていかないと、村民が大半ですよというぐらいのことではないと、このコンサートは意味がないと思っています。村外にアピールすることも必要ですけれども。

もう一つは、老人の方々が行きたいけれども、遠くてあの場所には行けないと。自分も含めて足がちょっと悪いのですけれども、あの駐車場は、遅くに行くと、遠くから歩いていくという、これ自体が大変なことなのですよ。老人の方も行ってみたいけど、私はとってもいけないという人が何人も聞きました。

そんなことを含めながら、色々な意見がありますけれども、村として、先ほどの職員の問題も含めて、色々と検証しながら、前向きに考えていくことが今後のためになるのではないかと。

最後にですけれども、村民がもっと参加出来る方法はないのですか。

4,000円以上のところを2,500円に入れるのですから。

そういうことでは、村民に興味がないとすれば、これはまた考え方を変えてもらわなくちゃいけないと思いますけれども。

いずれにしても、いろんなものを検証しながら、何とかいろんな苦情が出ない形の中の村民が理解できるような、コンサートにしていきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 他に討論はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今は、討論の場ということで、質疑は終わりましたので、あまりおしゃべりはしませんけれども、結果的に、この予算を賛成するのか反対するのかということなのですから、ここで、私は賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

これが成立しないということになれば、債務不履行になるのですよね。560万円ですか。その部分についてどうなるのかということなのですから、村も健康で文化的な村づくりに向けて鋭意努力をされていると。その文化の中についても、アトリエと音楽についてということで、頑張っているわけです。

その効果もあって、ふるさと納税ということで、かつてない額の形が集まって、村のPRもできて、これを原点にさらに村は伸ばしていこうという、こういうことだというふうには私は理解をしています。

その中において、この補正予算が認められないということになれば、果たして、私は、花咲くコンサートを継続してほしいと思いますけれども、実行委員も含めて、本当に債務不履行がでた問題について、どう整理をされるのでしょうか。村として、頑張って実行委員をやっている人たちに、どう責任を負わせるのか。その辺を考えると、反対という形についてはかなりの問題が出てくるというふうに、私は思います。

ぜひ、花咲くコンサート継続に向けて、その第一歩でありますので、ぜひ結果として色々ありますけれど、予算が足りなくなったということですから、今年の分についてはそういうことで追加をして精算をしていただきたいというふうにお願いを申し上げて、賛成の討論に参加をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 他に討論はありませんか。

6 番船田議員。

○6 番（船田幸一君） 私もこのコンサートについて、多くの村民が関わって今回に至っていると思います。かつ、六花亭のあとを引き継いで、村が単独で多くの方々に協力を得ながら進めているという実態を鑑みるによりまして、私は賛成をいたします。

ただ、色んなご意見があるかと思いますが、物事を進める上では、法律上、労働の職員の問題についても、労働基準法の問題もあります。なぜかといいますと、職務で命令とされているということでもありますから、これについては明確に法律に触れないような形で今後進めていただきたい。

それと、予算措置に関しましては、やはり次年度に向けては内容を十分に精査され、多くの方々が参加し協力していただけるように、なおかつ、赤字等々が発生しない努力を重ねられて、次年度以降に向けて頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（中井康雄君） 他に討論はありませんか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 私も賛成の方で述べさせていただきます。

今回、チケットの販売が思うようにいかなかった。そして企業の協賛金等も計画どおりいかなかったということで収入も減ってしまって、若干経費の方も一部増額になったようなものもありましたけれども、やはり、今回の補正追加に関しましては、もうこれだけかかってしまったので、今回これを通さないということにはならないというふうに思います。

先ほど村長も言っていましたけれども、もし次年度も考えたいという話でございましたけれども、次年度の計画の段階では、また言わせていただくこともあるかと思いますけれども、今回の補正追加に関しましては、私は賛成という形で終わらせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 他に討論はありませんか。

2 番中西議員。

○2 番（中西千尋君） 私も、この村の一大イベントという形での花咲くコンサート、今回の補正に関しましては、議員が皆おっしゃっているとおり、通さなければならぬ案件かとは思いますが賛成はいたします。

ただ、一大イベント、1, 0 0 0 万以上かかる大きなイベントでありますので、今後実行委員会方式、すぐにも村長のお考えでは5回目を計画されているということでもありますので、そのことを含めて、実行委員会方式、大きな形をとらなければならないのではないかと思いますので、そこらへんも検討しながら予算組みをしっかりとっていただきたいと思うことであります。

○議長（中井康雄君） それではこれで討論を終わります。

議案第 57 号、令和元年度中札内村一般会計補正予算について、起立により採決します。
この議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中井康雄君） 起立多数です。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第 4 回中札内村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 11 時 04 分